

# 注 意 報

長崎県病害虫防除所長

令和2年度病害虫発生予察注意報第8号

## いちご（育苗床） 炭疽病

1. 発生地域（対象地域） 県内全域

2. 発生程度 多

3. 注意報発令の根拠

(1) 8月前期の巡回調査（30筆）の結果、発病株率は1.4%（平年 0.2%）、発生圃場率は23.3%（平年 8.7%）と平年より高く（図1、2）、一部多発生圃場が認められた。

(2) 病害虫防除員による調査報告においても、一部多発生圃場が認められた。

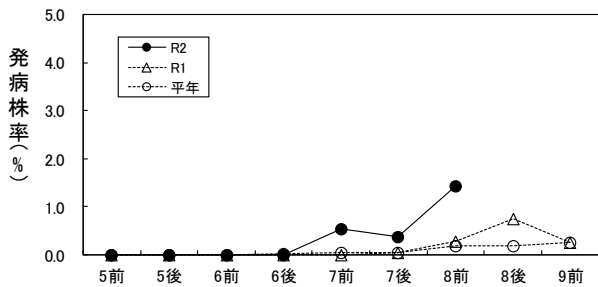


図1 炭疽病(*G.cingulata*) 発病株率の推移

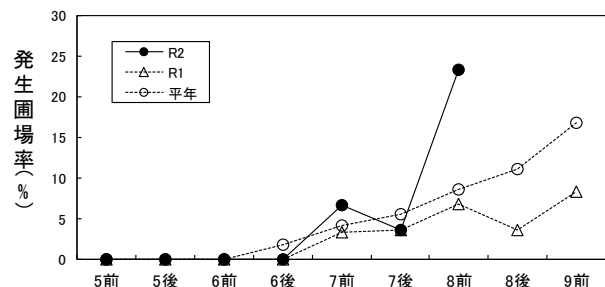


図2 炭疽病(*G.cingulata*) 発生圃場率の推移

4. 防除対策

- (1) 圃場の見回りを徹底し、発病した苗およびその周辺株は速やかに処分する。また、除去した発病株や茎葉は、圃場内やその周辺に放置しない。
- (2) 葉の展開間隔にあわせて定期的に薬剤防除する。特に激しい雨や台風などの前後、下葉除去など株を傷つけるような作業後は重点的に行う。
- (3) 育苗床が多湿にならないように、連続した長時間のかん水はしない。ポット間隔を十分にとり、排水対策を確実にを行う。
- (4) 株冷・夜冷処理を行う場合は、入庫前に必ず感染株の抜き取りを行う。また入庫による株の消耗で発病が助長されるため、入庫前後の薬剤防除は必ず行う。

- 
- 6月から8月までの3か月間を「農薬危害防止運動月間」と定め、農薬事故を防止する運動を実施しています。
  - 長崎県病害虫防除所の発行する情報の入手は、インターネットをご利用ください。  
長崎県病害虫防除所ホームページ アドレス：<http://www.jppn.ne.jp/nagasaki/>
  - この情報に関するお問い合わせは、電話でお願いします。  
長崎県病害虫防除所 TEL：0957-26-0027

